

## 刑事訴訟法

 (配点 40 点)

### 【問題】

下記の事例を読み、以下の設問に答えなさい。

(事例)

- 1 平成22年5月14日、東京都八王子市内のX銀行八王子支店において現金1500万円が強奪されるという銀行強盗事件が発生した。

その概要は、帽子、サングラス及びマスクで顔を隠した男1人が、銀行員に包丁を突きつけて、現金を要求し、1500万円を強奪して店舗を出たあと、近くに止めてあった自動車Aに乗り込んで逃走したというものであった。

- 2 警察官K及びLは、Kが運転するパトカーに乗って、八王子市内を警ら中のところ、前方から走行してきた自動車Aが、急に右折して方向を変えた。その様子を見て不審に思ったKが、自動車Aを追跡し、パトカーで自動車Aの前方に回り込み、同車を停止させた。

停止させた後、K及びLが、パトカーから降り、ガラス越しに停止車両内を見たところ、運転席に甲、助手席に乙が乗っており、後部座席にバッグが置かれていた。Kが、のぞき込んでバッグを見ると、バッグは、ファスナーが開いていて、中身が見え、1万円札の束が見えた。

Kらが、不審に思っていたところ、「X銀行八王子支店において、強盗事件が発生し、犯人は、1500万円を強奪して逃走中」という内容の緊急無線が入り、Kらは、甲・乙が強盗犯人ではないかと思った。

そこで、Kは、運転席にいた甲に対し、窓を開けるように申し向け、甲が窓を開けると、エンジンを停止させるように申し向けた。しかし、甲がエンジンを停止させようとしなかったことから、Kは、手を伸ばして、窓から車内に手を入れて、エンジンを止め、エンジンキーを取り上げた。そして、Kは、甲及び乙に対し、「不審なことがあり、問い質したいことがあるので、降りてほしい。」旨申し向け、甲らは、渋々降車した。(1)

- 降車した乙は、妙に落ち着きがなく、突然、ポケットに入れていた紙片(以下、本件紙片という) (2)を口の中に入れようとしたことから、Kが、乙の腕を掴み、口に入れようとした本件紙片を取り上げた。本件紙片には、ボールペンによって、手書きで文字が書かれていた。その内容は、以下のとおりである。

決行 5月14日 X銀行八王子  
甲 運転手、見張り  
乙 銀行に入って金を奪う 包丁  
丙 Y児童公園で待機  
俺らと合流後、車を変えて逃げる  
12日～13日 丙、車2台盗む  
早いと足が付く  
7日 乙、甲 下見  
3000万くらい 3人で山分け

【設問1】 下線部（1）の捜査方法の適法性を論じなさい。

【設問2】 下線部（2）の紙片（本件紙片）を丙の公判で、検察官が甲・乙・丙の共謀の存在を立証趣旨として証拠請求したところ、弁護人が不同意の意見を述べた。紙片に記載されたメモの証拠能力について論じなさい。